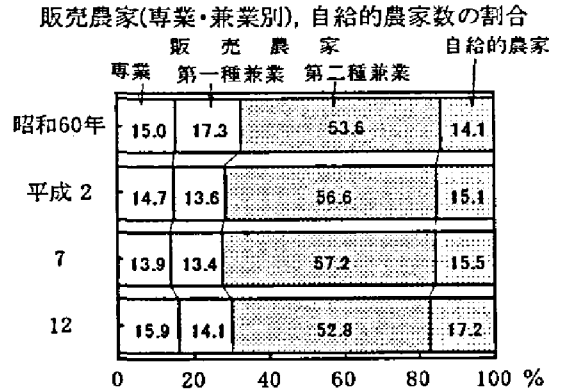


15. 農 家 数

農(林)業センサスによりますと、平成12年2月1日現在の農家数は91,850戸で、平成7年と比較しますと、12,703戸(△12.1%)の減少となりました。

農家を販売農家、自給的農家別にみますと、販売農家数は76,042戸(82.8%)、自給的農家数は15,808戸(17.2%)でした。

さらに、販売農家を専業別にみますと、専業は14,613戸(15.9%)、第一種兼業は12,956戸(14.1%)、第二種兼業は48,473戸(52.8%)でした。



各年2月1日現在

年	農 家 総 数	販 売 農 家				自 給 的 農 家
		計	専 兼 業 別			
			専 業	第一種兼業	第二種兼業	
昭和 60年	128,038	109,995	19,262	22,103	68,630	18,043
平成 2	117,294	99,631	17,264	15,923	66,444	17,663
7	104,553	88,396	14,571	14,059	59,766	16,157
12	91,850	76,042	14,613	12,956	48,473	15,808

年	経 営 耕 地 面 積 規 模 別					
	0.1~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0ha以上	例外規定
昭和 60年	38,218	36,751	39,637	10,549	2,247	636
平成 2	36,017	33,064	34,171	10,228	3,118	696
7	32,267	28,903	29,423	9,462	3,899	599
12	28,986	24,459	24,821	8,560	4,401	623

- 注) 1. 昭和60年・平成7年は農業センサス、平成2・12年は世界農林業センサスによります。
2. 農家とは、次に掲げる規模の農業を営む世帯をいいます。①経営耕地面積が10アール以上であるもの。②経営耕地面積が10アール未満であって、過去1年間の農産物の総販売金額が15万円以上であるもの(例外規定)。
3. 販売農家とは経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家を、自給的農家とは経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。
4. 兼業とは世帯員中に自営農業以外の仕事に従事する者がいる農家で、農業所得を主とするものを「第一種兼業」、農業所得を従とするものを「第二種兼業」といいます。
- 資料 統計課「世界農林業センサス結果概要」、 「農業センサス結果概要」